

福岡医発第1885号(地)
平成27年10月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

看護師等免許保持者の届出制度の施行及び
福岡県ナースセンターサテライトの増設について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、看護師等免許保持者の届出制度については、平成27年5月11日付け福岡医発第424号(地)にてお知らせしているとおりです。

今般、10月1日の制度開始に伴い厚生労働省及び県において、別添のとおり新たにポスター、リーフレット等を作成した旨福岡県保健医療介護部医療指導課より通知がありました。

また、ナースセンターサテライト(支所)につきましても、県内で効果的・総合的な支援が実施できるよう、福岡市や北九州市のみだけでなく、筑豊及び筑後地区でも新たに開設されることとなっております。

つきましては、前回ご案内させていただいたとおり、引き続き各医師会で協力できる範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ナースセンターの各支所における運営についてご意見等ございましたら、本会までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人福岡県医師会
地域医療課 小川・宿里
TEL092-431-4564
FAX092-411-6858

(公印省略)

27医指第2092号

平成27年10月6日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課医師・看護職員確保対策室)

看護師等免許保持者の届出制度の施行及び福岡県ナースセンターサテライトの
増設について

保健医療介護行政の推進につきましては、平素より特段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、看護師等の人材確保の推進に関する法律の一部が改正され、平成27年10月1日から看護職員の離職時等の届出が努力義務化されました。看護職員の復職を効果的に支援する目的で、看護師や准看護師等の免許を持つ方が、離職時等に都道府県ナースセンター（福岡県ナースセンター：福岡県看護協会）へ、名前や住所、連絡先などを届け出てもらうものです。

届出により、求人施設の情報や各種研修会の開催情報等の提供がなされるなど、復職に向けたきめ細やかな対応が受けられます。

また、福岡県では、看護職員が離職後もナースセンターとの一定の「つながり」を確保し、効果的・総合的な支援を実施できるよう、ナースセンターを機能強化するため、本年3月に福岡と北九州地区、10月9日には筑豊と筑後地区にナースセンターサテライト（支所）を開設し、求職者・求人施設の就労相談、病院などの施設を巡回訪問し相談を受けるなどの業務を行っています。

届出制度、ナースセンターサテライト増設へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、厚生労働省及び県において、別添のとおり、ポスター、リーフレット等を新たに作成し、県内病院、診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、介護老人福祉施設等に送付しますので、お知らせいたします。

なお、厚生労働省のポスター・チラシにつきましては、以下の厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」からダウンロードできますので、ご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

(公印省略)

27医指第2092号

平成27年10月16日

各 位

福岡県保健医療介護部医療指導課

医師・看護職員確保対策室長

看護師等免許保持者の届出制度に係るポスター・チラシについて

保健医療介護行政の推進につきましては、平素より特段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、看護師等の人材確保の推進に関する法律の一部が改正され、平成27年10月1日から看護職員の離職時等の届出が努力義務化されました。看護職員の復職を効果的に支援する目的で、看護師や准看護師等の免許を持つ方が、離職時等に都道府県ナースセンター（福岡県ナースセンター：福岡県看護協会）へ、名前や住所、連絡先などを届け出てもらうものです。

届出により、求人施設の情報や各種研修会の開催情報等の提供がなされるなど、復職に向けたきめ細やかな対応が受けられます。

また、福岡県では、看護職員が離職後もナースセンターとの一定の「つながり」を確保し、効果的・総合的な支援を実施できるよう、ナースセンターを機能強化するため、本年3月に福岡と北九州地区、10月9日には筑豊と筑後地区にナースセンターサテライト（支所）を開設し、求職者・求人施設の就労相談、病院などの施設を巡回訪問し相談を受けるなどの業務を行っています。

県では、届出制度の開始、ナースセンターサテライトの増設にともない、この度、ポスター、リーフレット等を新たに作成しました。厚生労働省から送付されたチラシも併せてお送りいたしますので、関係者への配布、掲示や設置等により周知いただくとともに、制度へのご協力をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省のポスター・チラシにつきましては、以下の厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」からダウンロードできますので、ご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

“働きたい!”

看護職のあなたを
応援します!

お仕事探しを
しっかりサポート!

福岡県
ナースセンター
に登録すると...

お仕事探しを
サポート!

就労相談支援員が、
ご希望に合う再就職先を
一緒にお探しします!

職場復帰も
安心!

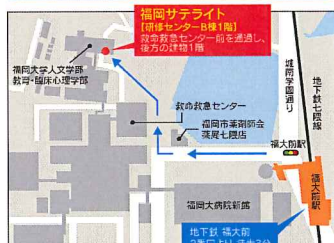
ブランクのある方も
採血サポートなどの講習で
フォローアップ!

看護師等の届出制度が
10月スタート!

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」改正により、看護師等
のお仕事をされていない方は、都道府県「ナースセンター」への
届出が必要になりました。

福岡県ナースセンターと4つの窓口でお仕事探しをサポートします!

福岡サテライト



〒814-0180 福岡市城南区七隈7-45-1
(福岡大学病院内)
TEL.092-407-8709

北九州サテライト



〒802-0077 北九州市小倉北区馬借2-1-1
(北九州市立看護専門学校内)
TEL.093-383-9414

筑豊サテライト



〒820-8508 飯塚市伊岐須550-4
(総合せき損センター内)
TEL.0948-43-8753

筑後サテライト



〒830-0011 久留米市旭町67
(久留米大学病院内)
TEL.0942-27-8964

相談時間 10:00~16:00(土・日・祝日 休み)

来所相談日 火・木曜日(月・水・金曜日 要電話予約)

公益社団法人 福岡県看護協会

福岡県ナースセンター

〒812-0054 福岡市東区馬出4-10-1 ナースプラザ福岡

TEL.092-631-1221 FAX.092-631-1223

相談時間
平日9:30~16:30

詳しくは

福岡県ナースセンター

検索

●ナースセンター登録はこちら!

「eナースセンター」 <https://www.nurse-center.net/nccs/>

福岡県看護協会は福岡県の委託により、ナースセンター事業を展開しています。

求人情報検索、相談、応募などがネットで簡単!

看護職のための無料職業紹介サイト

eナースセンター



スマホに完全対応!

eナースセンターをご利用いただける方

就職先をお探しの
看護職

看護師等養成所を
卒業見込みの看護学生

看護職をお探しの
求人施設・事業者

eナースセンターご利用の流れ

1 ユーザ情報登録

ナースセンターへの登録はとっても簡単!
ユーザ登録していない場合でも、求人検索(体験版)ができます!

2 希望条件を登録

3 自動マッチング

あなたの希望にあった求人情報を自動的にマッチングし、
毎週新しい情報がメールで届きます!

4 希望条件にあった求人情報をご紹介

勤務地・待遇など条件に合う求人情報を簡単に検索できます!
また、地図上から希望勤務地の求人情報が検索可能!

5 直接応募orナースセンター経由応募

全国の求人に直接応募ができます!

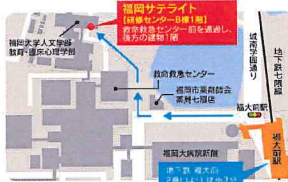
6 面接・就業



福岡県ナースセンターと4つの窓口で
あなたの働く気持ちを応援します。

福岡サテライト

〒814-0180
福岡市城南区七隈7-45-1
(福岡大学病院内)
TEL 092-407-8709



北九州サテライト

〒802-0077
北九州市小倉北区馬借2-1-1
(北九州市立看護専門学校内)
TEL 093-383-9414



筑豊サテライト

〒820-8508
飯塚市伊岐須550-4
(総合せき損センター内)
TEL 0948-43-8753



筑後サテライト

〒830-0011
久留米市旭町67
(久留米大学病院内)
TEL 0942-27-8964



相談時間 10:00~16:00(土・日・祝日 休み)
来所相談日 火・木曜日(月・水・金曜日 要電話予約)
※来所時は、公共交通機関をご利用ください。

公益社団法人福岡県看護協会 福岡県ナースセンター

〒812-0054 福岡市東区馬出4-10-1 ナースプラザ福岡
TEL 092-631-1221 FAX 092-631-1223
相談時間 9:30~16:30(土・日・祝日 休み)
http://www.fukuoka-kango.or.jp



・地下鉄箱崎宮前駅2番出口より、徒歩約3分
・JR吉塚駅もしくは箱崎駅より、徒歩約15分
・西鉄バス九大行箱崎バス停下車、徒歩約3分
※車で越しの方は近隣の有料駐車場をご利用ください。

詳しくは

福岡県看護協会は福岡県の委託により、ナースセンター事業を展開しています

公益社団法人
福岡県看護協会
Fukuoka Nursing Association

“働きたい!”
看護職のあなたを
応援します!



看護職の
お仕事探しを
サポート!

福岡県 Fukuoka Nurse Center
ナースセンター

福岡県ナースセンターは、看護職の皆さまの就職活動をサポートします！

就労相談支援員がサポート！

ご希望に合う再就職先を一緒にお探しします！

講習会でフォロー！

ブランクがある方の職場復帰も安心！

無料職業紹介

福岡県ナースセンターでは、看護職のための無料職業紹介を行っています。

「仕事辞めようかな…」「他の分野で働いてみたい…」「ブランクがあるけど仕事が見つかるかな？」などお考えの看護職の皆さま。ナースセンターに登録して、あなたにとって最適な職場を見つけませんか？**就労相談支援員**がご希望に合う就職先を一緒にお探しします。

また、身近な場所でサポートできるよう、**県内に4つのサテライトを開設**していますので、就業に関する不安や疑問など、お気軽にご相談ください！

※相談は、来所、電話、メールで受け付けております。
※登録、相談、紹介は全て無料です。



復職支援研修・相談 受講料無料！

再就業移動相談

来所困難な方のために、求人求職相談をあなたの町で行う、出前ナースバンク。現在看護の現場を離れている方を対象に、求人情報や最新の医療・看護情報の提供等を行います。



採血・注射サポート教室

「もういちど看護の仕事に復帰したいけど、採血や注射の技術に自信がない…」という方を対象に、模擬血管を用いた採血・注射の技術サポート教室(1回2時間程度)を開催しています。DVD学習や看護職が技術指導をいたします。



再チャレンジ講習会(基礎・実践 各4日間程度)

離職しブランクのある方や再就職希望者等を対象に実施しています。研修終了後は就労相談支援員が就職までサポート。就職後は、再チャレンジ講習会[実践コース]でフォローアップもいたします。この講習をきっかけに仕事復帰された多くの方が活躍されています！

受講者の声

同じ悩みを持つ方と交流でき、心強かった。
また自信を持つことができた！



重要！

看護師等の届出制度について

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」改正により、2015年10月から、**看護師等のお仕事をされていない方は、都道府県「ナースセンター」への届出が必要になりました。**

届出対象者

(※下記のいずれかに該当する方)

- 1) 病院等を離職した場合
- 2) 看護師等の業務に従事しなくなった場合
- 3) 看護師等の免許を受けた後、看護師等の業務に直ちに従事する見込みがない場合

届出事項

- 1) 氏名、生年月日及び住所
- 2) 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 3) 看護師等の籍の登録番号及び登録年月日
- 4) 就業に関する状況

届出はコチラから！

届出登録サイト「とどけるん」

<https://todokerun.nurse-center.net>



届出登録後、ひきつづき「e-ナースセンター」にて求職登録いただくと、再就職へ向けたさまざまなサポートが受けられます！



福岡県ナースセンターでは、求人求職支援の他に、訪問看護従事者の養成、地域に看護の心を広げる事業(看護の日イベント、高校生の看護体験など)を行っています。詳しくは「福岡県看護協会ウェブサイト」をご覧ください。

福岡県ナースセンターへのご登録はこちらからどうぞ

スマートフォンからもOK!

eナースセンター <https://www.nurse-center.net/nccs/>



永久
保存版

“働きたい!”看護職のあなたを応援します!

お仕事探しをサポート 無料職業紹介

就労相談支援員がご希望に合う再就職先を一緒にお探しします!

●看護職員無料職業紹介所(求人・求職相談)

ナースセンター登録
「eナースセンター」

職場復帰も安心! 復職のための研修が充実

ブランクのある方も講習会でフォローアップ!

●採血・注射サポート教室 ●再チャレンジ講習会 等



届け出て
ください!

看護師等のお仕事をされていない方は
福岡県ナースセンターに届出が必要です。

届出はコチラから! 届出登録サイト「とどけるん」





福岡県ナースセンター・サテライトをご活用ください!



福岡サテライト

福岡大学病院内

TEL 092-407-8709

北九州サテライト

北九州市立看護専門学校内

TEL 093-383-9414

筑豊サテライト

総合せき損センター内

TEL 0948-43-8753

筑後サテライト

久留米大学病院内

TEL 0942-27-8964

相談時間 10:00～16:00(土・日・祝日 休み)

来所相談日 火・木曜日(月・水・金 要電話予約)

公益社団法人福岡県看護協会

福岡県ナースセンター 〒812-0054福岡市東区馬出4-10-1 ナースプラザ福岡

TEL 092-631-1221 (相談時間:9:30～16:30 土・日・祝日休み)

福岡県看護協会は福岡県の委託により、ナースセンター事業を展開しています。



保健師・助産師・看護師・
准看護師の免許をお持ちで、
働いていない方は
都道府県の
「ナースセンター」へ
届け出るようになりました。



ナースの皆さん！ 届け出てくださーい！



10月1日
から

※都道府県ナースセンターは、都道府県知事が指定する、公的な機関です。

看護師等の届出制度って？

免許を持ちながら看護師等の仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターに届け出ていただく制度です。

（「看護師等の人材確保の促進に関する法律」による）

どんな人が対象？

制度の対象となるのは、保健師、助産師、看護師、准看護師の免許をお持ちで、現在、これらの仕事に就いていない方です。

届出の方法は？

届出支援システム「とどけるん」に必要事項を入力。

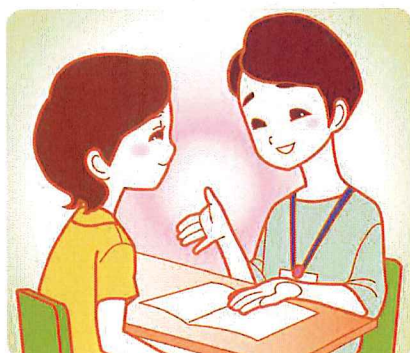
「必要事項」… 氏名・連絡先・生年月日・免許情報等
「とどけるん」で検索、またはQRコードから。

※「とどけるん」は10月1日から運用開始予定です。

（PC版/スマホ版）<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>
または、チラシ裏面の「届出票」を、お近くのナースセンターへ郵送かFAXで。



●ナースセンターとは？



復職のための
研修

無料の
職業紹介

相談員による
アドバイス

看護師などの免許をお持ちの方の復職に向けてのさまざまな支援

ナースセンターは、看護師などの免許を持つ方に、無料の職業紹介や復職に向けた研修などの就業支援などを行っています。免許を持ちながらも看護に携わっていない方、子育てなどでお仕事を中断している方でお仕事に戻るのに不安がある場合など、専門の相談員が丁寧にご相談にのります！

各都道府県ナースセンターの連絡先は以下のサイトから！

届出サイト「とどけるん」 → 「eナースセンター」 → 「都道府県ナースセンター一覧」

●届け出るとどうなるの？

ナースセンターが、研修や就職相談などの支援をさせていただきます。

届出票

※は記入必須項目

ふりがな 氏 名 ※			性別※	男 ・ 女	生年月日 (西暦)※	年 月 日	
現 住 所 ※	(〒 -)						
電 話 番 号	(自宅・携帯・FAX)						
(FAX) ※	(自宅・携帯・FAX)						
メールアドレス ※	(PC・携帯)						
	(PC・携帯)						
免 許 ※	種別	免許の有無	登録番号	登録年月日			
	保健師	有 ・ 無		昭和・平成	年	月	日
	助産師	有 ・ 無		昭和・平成	年	月	日
	看護師	有 ・ 無		昭和・平成	年	月	日
	准看護師	有・無		(都道府県) 昭和・平成	年	月	日
就業に関する状況 ※	就業して いない	就業していないが 求職中	就業中 就業予定 (看護師等)	就業中 就業予定 (看護師以外)	学生	その他 ()	
以下は任意で お答えください。	職歴	離職年月(西暦)と理由				復職の意向 すぐに・いずれ なし・未定	
	ナースセンターが行う無料職業紹介事業への登録を希望しますか？			希望する ・ 希望しない ・ 説明を聞きたい			

届け出いただく情報は、届出サイト「とどけるん」に掲載しているナースセンターのプライバシーポリシーに基づいて管理します。

福岡県医発第424号（地）
平成27年5月11日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

看護職員の離職時等の届出制度及び
福岡県ナースセンターサテライト開設に係るチラシの配布等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「看護師等の人材確保の推進に関する法律」の一部改正に伴い、平成27年10月から看護職員の離職時の届出が努力義務化されます。この制度は、看護職員の復職を効果的に支援する目的で、看護師や准看護師の免許を持つ者が、別紙のような場合に福岡県ナースセンターへ、名前や住所など届出を行うものです。

また、福岡県は、ナースセンターを福岡県看護協会に委託しておりますが、今般、平成27年3月にナースセンターの機能強化のため、福岡市と北九州市にサテライト（支所）を開設されています。

今般、福岡県保健医療介護部より、これらの周知のため、福岡県看護協会への委託により、周知用のチラシを作成し、その配布について協力依頼がありました。

そこで、4月30日開催の本会第4回全理事会において協議の結果、各医師会で協力できる範囲で協力をお願いすることといたしました。

つきましては、看護協会より直接貴会へチラシの配布について依頼がありますので、協力できる範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) チラシについては福岡県看護協会より、貴会へ事前に郵送されますことを申し添えます。
- 2) ナースセンターの各支所における運営についてご意見等ございましたら、本会までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人福岡県医師会
地域医療課 小川・宿里
TEL092-431-4564
FAX092-411-6858

27医指第196号

平成27年4月10日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長事務代理
保健医療介護部次長 松本 義明
(医療指導課医師・看護師確保係)

看護職員の離職時等の届出制度及び福岡県ナースセンター
サテライト開設に係るチラシの配布等について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から福岡県の看護行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「看護師等の人材確保の推進に関する法律」の一部改正に伴い、平成27年10月から看護職員の離職時の届出が努力義務化されます。この制度は、看護職員の復職を効果的に支援する目的で、看護師や准看護師等の免許を持つ方が、別紙のような場合に福岡県ナースセンター（福岡県看護協会）へ、名前や住所などを届け出てもらうものです。届出により、求人施設の情報や各種研修会の開催情報等の提供がなされるなど、復職に向けたきめ細やかな対応が受けられます。

また、福岡県では、看護職員が離職後もナースセンターとの一定の「つながり」を確保し、求職者になる前の段階から効果的・総合的な支援を実施できるよう、ナースセンターを機能強化するため、平成27年3月、福岡市と北九州市にサテライト（支所）を開設し、求職者・求人施設の就労相談、病院などの施設を巡回訪問し相談を受けるなどの業務を行っています。

この度、これらの周知のため、福岡県看護協会への委託により別紙チラシを作成いたしましたので、貴会会員への配布及び貴会会報への掲載につきましてご協力くださいますようお願い申し上げます。

別紙

福岡県ナースセンターへの届出について

- 1 看護師等が県ナースセンターへ届け出るよう努めなければならない場合
 - (1) 病院等を離職した場合
 - (2) 看護師等の業務に従事しなくなった場合
 - (3) 看護師等の免許を受けた後、看護師等の業務に直ちに從事する見込みがない場合
- 2 看護師等が県ナースセンターに届け出る事項
 - (1) 氏名、生年月日及び住所、
 - (2) 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
 - (3) 看護師等の籍の登録番号及び登録年月日
 - (4) 就業に関する状況

転職・復職・届出のご相談は 福岡県ナースセンターへ

ナースセンターでは看護職の定着・確保の『総合拠点』として、転職(就職)や復職等で困った時に看護職から頼りにされる存在を目指しています。
看護職の相談員が、求職・求人に関する相談や復職に関する相談、支援、研修を行っております。



ナースセンターは「看護師等の人材確保の促進に関する法律」をもとに、国の政策として看護職確保対策に関する取り組みを行っています。

2015年10月より看護職の離職時等の届出制度が始まります

2015年10月より看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正に伴い、看護職が離職時等にナースセンターへ届出を行う制度が始まります。

ナースセンターでは、届出を行った看護職の方の個々の状況にあった相談対応や情報提供等の支援を行います。届出はeナースセンターから個人で登録、または離職時の就業先※で行うことが可能です。詳細は最寄りのナースセンターへお問い合わせください。

※就業先によっては届出を受け付けていない場合があります。

ナースセンターへの届出が
努力義務化に!!

福岡県は、2015年1月から
始めています。



ナースセンター利用者の声 ナースセンターを通じて就業を決めた相談者の声をご紹介します
公益社団法人日本看護協会「はたさば」より抜粋

ナースセンターで自分に合う
新しい職場を見つけました
Oさん(28歳) 就業期間1年

学校卒業後すぐに就職した病院では業務を覚える前に1年で退職してしまったので、新人と同じように指導してくれる病院を希望しました。紹介されたのが療養病床中心の病院です。師長からは「焦らず、ゆっくりでいいから元気に働いてほしい。見守り育てたい」とおっしゃっていたので、安心して就業できました。

研修受講後、家庭と両立できる
お仕事に再就職できました
Aさん(35歳) 子育て中

5年の看護職経験後、結婚・出産で7年のブランクがありました。研修を受けてナースセンターに登録。健診の仕事希望しました。働き始めて間もないですが丁寧に教えていただき、採血・検尿・心電図の検査を担当しています。残業がなく、子供の休みに合わせて仕事ができるので本当に助かります。

再就業支援研修での講義や演習で
様々なことが学べました
Kさん(38歳) 離職期間12年

結婚・出産で退職して10数年、復職したいけれど新しい技術や知識についていけるかが不安で諦めていた時、看護職の再就業支援制度を知り研修を受けました。最新の医療に関する講義や演習、現場の実体験など細やかなカリキュラムが用意されていて、この研修を通して感覚が少しずつ戻り、自信を持って病棟復帰できました。私のように復職になかなか思い切れない方も、この制度を活用して再び活躍してほしいと思います。

サテライトを2カ所新設します!(県委託)

福岡県
ナース
センター

平成27年3月18日
開設

福岡サテライト

〒814-0180 福岡市城南区七隈7-45-1 福岡大学病院内
TEL (092) 407-8709

平成27年3月26日
開設

北九州サテライト

〒802-0077 北九州市小倉北区馬場2-1-1 北九州市立医療センター敷地内
TEL (093) 383-9414

相談時間：午前10時から午後4時まで(土・日・祝日は休み)
来所相談日：火曜日、木曜日(月・水・金は要電話予約)

**ナースセンター・サテライトにおける
看護職員無料職業紹介
| 病院等訪問巡回相談**

地域の病院等と連携を密にすることにより、求人施設と求職者とのより良いマッチングを行います

アクセス

- 地下鉄箱崎宮前駅2番出口より、徒歩約3分
 - JR吉塚駅もしくは箱崎駅より、徒歩約15分
 - 西鉄バス九太行箱崎バス停下車、徒歩約3分
- ※車でお越しの方は周辺の有料駐車場をご利用ください。

公益社団法人
福岡県看護協会

福岡県ナースセンター

〒812-0054 福岡市東区馬出4-10-1 ナースプラザ福岡 TEL (092) 631-1221 FAX (092) 631-1223

相談時間：午前9時30分から午後4時30分まで(土・日・祝日は休み)

※福岡県看護協会は福岡県の委託により、ナースセンター事業を展開しています。

詳しくは… **福岡県ナースセンター**



看護職の「はたらく」
をサポート

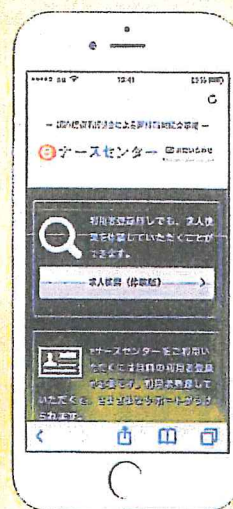


医療機関・施設の求人
をサポート

無料職業紹介サイト eナースセンターが新しくなります!

2015年4月から新サービス

看護職のための無料職業紹介サイト「eナースセンター」をリニューアルし、さらに使いやすくなります。



スマートフォンで
求職登録から、求
人検索、応募まで
対応。

カンタンに お仕事探し

●簡単ユーザ登録

- *ナースセンターへの登録が簡単に!ユーザ登録していない場合でも、求人検索(体験版)ができます!
- *全ての操作がスマートフォンで可能になります!

●簡単お仕事検索

- *勤務地・待遇など条件に合う求人情報を簡単に検索できます!
- *あなたの希望にあった求人情報を自動的にマッチングし、毎週新しい情報がメールで届きます!
- *全国の求人者に直接応募ができます!
- *地図上から希望勤務地の求人施設が検索できます!

無料職業紹介サイト
eナースセンター
利用の流れ



カンタンに 人材を探す

●簡単求人登録

- *従来の登録項目を大幅に削減し、スピーディーに登録できます!

●簡単求職者検索

- *条件に合致した人材を簡単に検索することができます!

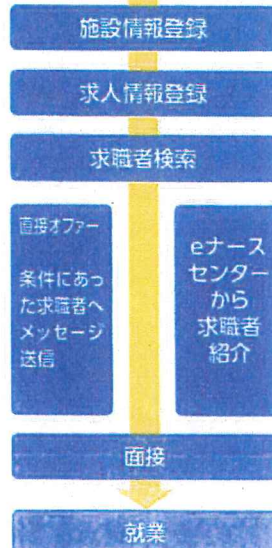
●看護職への直接オファー

- *eナースセンターのシステムを通じて求職者へ直接メッセージを送信でき、人材確保のチャンスが広がります!

●看護職からの直接応募

- *ナースセンターを bypass 求職者から直接応募できるようになります!

無料職業紹介サイト
eナースセンター
利用の流れ



医政発0331第9号

平成27年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）のうち、医療に関する改正事項については、①医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（地域医療構想の策定に関する規定、地域医療構想を実現するために必要な措置に関する規定、臨床研究中核病院に関する規定）、②臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）等の一部改正、③歯科技工士法（昭和30年法律第168号）等の一部改正が本年4月1日から施行され、また、④看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の一部改正等が同年10月1日から施行されることとされている。

これに伴い、①のうち臨床研究中核病院に関する規定並びに②及び③については、本年2月12日付けで公布された医療法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第46号）により関係政令の整備等が行われ、その改正内容等については、「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（平成27年2月17日付け医政発0217第8号）により通知したところである。

今般、①のうち地域医療構想の策定に関する規定及び地域医療構想を実現するために必要な措置に関する規定並びに④について、その関係政令の整備等を行うため、本日付けで、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号。以下「整備政令」という。）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号。以下「整備省令」という。）が公布され、また、医療法施

行規則第30条の33の8の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件（平成27年厚生労働省告示第194号。以下「公表方法告示」という。）が告示されたところである。

これらの趣旨、内容等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、これを御了知の上、管下の指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知願いたい。

なお、地域医療構想の策定や策定後の実現に向けた取組等については、「地域医療構想策定ガイドライン等について」（平成27年3月31日付け医政発0331第53号）により別途通知するので、地域医療構想の策定等に当たっては、本通知と併せて参考とされたい。

記

第一 地域医療構想に関する規定

一 地域医療構想の策定に関する規定

1 構想区域の設定に関する基準

構想区域の設定については、二次医療圏を原則として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定するものとする。こと。（医療法第30条の4第2項第7号、整備省令第1条の規定による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。）第30の28の2関係）

2 将来の病床数の必要量の算定方法

（1）構想区域における将来（平成37年）の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに次に掲げる式により算定した数とすること。（注1～7）

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{当該構想区域の性別} \\ \text{及び年齢階級別の} \\ \text{将来推計人口} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該構想区域の性別} \\ \text{及び年齢階級別} \\ \text{入院受療率} \end{array} \right\} \text{の総和}$$
$$+ \left\{ \begin{array}{l} \text{当該構想区域における} \\ \text{他の構想区域の推計患者数} \\ \text{のうちの医療供給見込み数} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{当該構想区域の推計患者数} \\ \text{のうちの他の構想区域に} \\ \text{おける医療供給見込み数} \end{array} \right\}$$

(注20) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成27年政令第128号）の施行に伴い、今後、指定都市では、指定都市の市長が病院の開設の許可等に関する事務・権限を行うこととなるが、その場合も、（1）から（3）までの取扱いは変わらないものであること。この場合において、指定都市の市長が病院等の管理者の変更命令等の事務を処理するに当たっては、医療法上、指定都市を含む地方公共団体は医療計画（地域医療構想を含む。）の達成の推進に努めるものとされている趣旨（同法第30条の10）を踏まえ、都道府県知事による地域医療構想の達成の推進のための勧告・命令等の趣旨を尊重するものとする。

(注21) 地域医療構想の達成の推進のための勧告、命令等に従わない病院等に対する措置については、一般的には（1）から（3）までに定めるとおりであるが、具体的な適用に当たっては、例えば、（3）の「医事に関する不正行為」とは相当に広い概念であり、犯罪にならないまでも医療法又は同法に基づく政省令の規定に違反した場合等が考えられるが、社会通念に従って個々に判断する必要があること。

5 国の開設する病院等の特例

刑事施設等の中に設けられた病院又は診療所及び皇室用財産である病院又は診療所（宮内庁病院）については、病床機能報告制度と同様、地域医療構想を実現するために必要な措置に関する医療法の規定は、適用しないものとする。（整備政令第1条の規定による改正後の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条第2項及び第3項関係）

三 病床機能報告の公表方法

都道府県知事は、病院等の管理者からの報告内容及び報告単位と同様の公表内容（入院患者に提供する医療の内容にあつては、報告がなかった事項又は10件以上報告された事項に限る。）及び公表単位で、病床機能報告について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。（医療法第30条の13第4項、新規則第30条の33の8、公表方法告示関係）

第二 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成4年厚生省令第61号）の一部改正（整備省令第8条関係）

一 都道府県ナースセンターへの届出

看護師等が都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない場合として、①病院等を離職した場合、②看護師等の業務に従事しなくなった場合（①の場合を除く。）、③看護師等の免許を受けた後、看護師等の業務に直ちに従事する見込みがない場合を定めること。

この場合に看護師等が都道府県ナースセンターに届け出る事項として、①氏名、生年月日及び住所、②電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報、③看護師等の籍の登録番号及び登録年月日、④就業に関する状況を定めること。

都道府県ナースセンターへの当該届出及び当該届出に係る内容に変更が生じた場合の届出については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。この場合においては、中央ナースセンターを経由して行うものとする。

当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努める者として、病院等の開設者等のほか、看護師等の学校又は養成所の設置者を定めること。

二 都道府県ナースセンターの業務の委託

都道府県ナースセンターが、その業務（無料の職業紹介事業の実施を除く。）の一部を委託することができる者として、当該業務を適切、公正かつ中立的に実施できる者として都道府県ナースセンターが認める者を定めること。

三 施行期日

施行期日は本年10月1日であること。

第三 その他（地方自治法施行令の一部改正（整備政令第7条関係））

一 指定都市の市長は、都道府県知事から第一の二の1の条件を付するよう求めがあったときは、当該条件を付することができるものとする。

二 指定都市の市長は、病院等の開設者又は管理者が、正当な理由なく、一により当該許可に付された条件に従わない場合には、都道府県知事に協議するものとし、都道府県知事から当該病院等の開設者又は管理者に対し、当該条件に従うべきことを勧告するよう求めがあったときは、当該勧告をすることができるものとする。また、都道府県知事が当該勧告の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第四條 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一條の二を第一條の二とし、第一條の次に次の一条を加える。

（法第五條の二第二項等に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業）
第一條の二 法第五條の二第二項並びに老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）以下（令）という。第一條第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業は、介護保険法施行規則（平成二十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六第三号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百五十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。第一條の三において同じ。）により行われる同法第百五十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号訪問事業とする。

第一條の三の次に次の一条を加える。

（法第五條の二第三項等に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業）
第一條の三の二 法第五條の二第三項及び第二十二條の二並びに令第二十二條第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業は、介護保険法施行規則第四百四十条の六第三号の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第百五十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業とする。

（法第十二條の三に規定する厚生労働省令で定める情報）
第一條の八の二 法第十二條の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

第二十三條中「老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）を（令）に改める。
第二十四條中「老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）を（令）に改める。
（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）
第五條 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七條（見出しを含む。）中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改め、同条第一号中「すべて」を（令）に、第二十二條の二第一項に規定する介護予防等事業費を「介護予防・日常生活支援総合事業費」に改め、同条第二号中「すべて」を（令）に、介護予防等事業費を「介護予防・日常生活支援総合事業費」に改める。

第九條中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に「すべて」を（令）に改める。
第十條中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に「すべて」を（令）に、介護予防・日常生活支援総合事業費を「介護予防・日常生活支援総合事業費」に改める。

第十一條中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に「すべて」を（令）に改める。
第十二條第三項の表中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

第十三條の二第二号中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。
附則第四條を附則第五條とし、附則第三條の次に次の一条を加える。

（平成二十七年から平成三十年度までの概算納付金及び確定納付金の算定の特例）
第四條 平成二十七年から平成三十年度までの概算納付金及び確定納付金の算定について第七條から第十三條の二までの規定を適用する場合においては、第七條第一号中「以下」とあるのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五條の規定による改正前の法第百二十二條の二第一項に規定する介護予防等事業に要する費用の額を含む。以下」とする。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第六條 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第五十條又は第六十條」を「第五十條第一項若しくは第二項又は第六十條第一項若しくは第二項」に「調整基準標準給付費額の九十分の十に相当する額」を「調整基準標準給付費額（法第四十九條の二又は第五十九條の二の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九條の二又は第五十九條の二の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額」に改める。

（平成二十七年から平成二十九年度までの各年度における調整率の特例）
第三條 平成二十七年から平成二十九年度までの各年度の調整率については第八條の規定を適用する場合においては、同条第一号中「総額から」とあるのは「総額及び当該年度分として交付する法第百二十二條の二第二項に規定する交付金の総額の合算額から」と、同条第二号中「合算額」とあるのは「合算額及び当該年度における各市町村に係る介護保険法第百二十二條の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十八号）第三條に規定する調整基準標準事業費額に同令第四條に規定する交付金交付割合を乗じて得た額の合算額の合算額」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）
第七條 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百十八條の次に次の一条を加える。
（保険者協議会が行う調査及び分析）
第百十八條の二 法第百五十七條の二第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八條第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定健康指導の実施状況に関する情報並びに医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）
第八條 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

（法第十六條の三第一項の厚生労働省令で定める場合）
第三條 法第十六條の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 法第二十二條第二項に規定する病院等を離職した場合
二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二條、第三條、第五條又は第六條に規定する業に従事しなくなった場合（前号に掲げる場合を除く。）
三 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を受けた後、前号に規定する業に直ちに従事する見込みがない場合

（法第十六條の三第三項の厚生労働省令で定める事項）
第四條 法第十六條の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 氏名、生年月日及び住所
二 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
三 保健師、助産師、看護師又は准看護師の登録番号及び登録年月日
四 就業に関する状況

（届出の方法）
第五條 法第十六條の三第一項及び第二項の規定による届出は、電子情報処理組織（都道府県ナースセンターの使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、中央ナースセンターを経由して行うものとする。

〔法第十六条の三第三項の厚生労働省令で定める者〕

第八條 法第十六条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、保健師助産師看護師法第十九条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第一号に規定する大学、同条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所並びに同法第二十二條第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する看護師養成所の設置者とする。

第七條 法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、法第十五条各号（第五号を除く。）に掲げる業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県庁長官が認める者とする。

（児童福祉法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第九條 次に掲げる省令の規定中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

一 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の四十七第二項及び第二十五

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九

九号）第二十二條第二項

（予防接種法施行規則等の一部改正）

第十條 次に掲げる省令の規定中「第八條の二第三項」を「第八條の二第三項」に改める。

一 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第十條第一項第三号

二 保険医療機関及び保険医療費負担等規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第七條

三 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第十二條

四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）第四

五 独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六

年厚生労働省令第七十七号）附則第五條第一号

六 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医

七 新設インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十

一年厚生労働省令第五十三号）第一條第一項第四号

（生活保護法施行規則の一部改正）

第十一條 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九條中「第五十四條の二第四項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第十條第二項中「第八條の二第四項」を「第八條の二第三項」に改める。

第十條の六第二項中「同条第三項」の下に「又は法第五十四條の二第五項において準用する同条

第一項」を加え、「第八條の二第三項」を「第八條の二第一項」に改め、「特定介護予防福祉利用

具販売事業所」というの所在地の下に「介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四條の二

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第十二條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五條の五第十一号中「第八條の二第十一項」を「第八條の二第九項」に改め、同条第十二号

中「第八條の二第六項」を「第八條の二第十四項」に改め、同条第十三号中「第八條の二第七

項」を「第八條の二第十五項」に改め、同条第十四号中「第八條の二第十八項」を「第八條の二第

十六項」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十三條 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を

次のように改正する。

第十二條第一項第四号イ中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十二條の

二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービ

ス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び

運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平

成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三條に規定する外部サービス利用型指定介護予防特

定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を「指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百七十四條第一

項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）指定地域密着型特定施設入居者生

活介護（指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働

省令第三十四号）第九十九條第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下

同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及

び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百七十七條第一項に規定する指定介護予防特定施設入

居者生活介護をいう。以下同じ。）に改め、同条第七項中「外部サービス利用型指定特定施設入

居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホ

ム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）を「指定特定施設入居者生活介護、指

定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人

ホーム」に改め、同条第八項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生

活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う